

## 随意契約理由書及び比較見積省略理由書

工事名：一級河川 神崎川 旧猪名川排水機場 No.3 ポンプ外改修工事

西大阪治水事務所の所管する旧猪名川排水機場は、高潮、津波及び洪水時に、府民の生命と財産を守る重要な防災施設である。

当該機器（ポンプ・エンジン・減速機）は昭和48年に設置され、現在まで日常点検及び定期改修を実施してきた。今回も、ポンプ、減速機の改修を行い機能維持及び信頼性を確保する。またエンジンは、改修に必要な部品供給等が困難であり、故障時の対応に長期間及び多大な費用が必要となるため、更新を行うものである。

当該機器はポンプ設備の構成機器の一つであり、ポンプを運転させる上で重要な機能を有している。また、当該機器は当該ポンプ用に設計・製作されるものであり、その設計においては、エンジンからポンプまでの主機及び燃料供給や冷却に必要な補機、各機器の詳細データを基に、ポンプ設備全体としての技術的な検討を行うなどの全体設計が必要となる。また、施工においても、全体設計の結果を十分に把握した性能確認・試運転調整を実施する必要がある。

従って、本工事を施工するには当該機器の性能・構造に精通していることが必要な上、当該ポンプ設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要となる。

以上のことから本工事を履行できるのは、当該機器の設計・製作・施工に係わってきた、株式会社西島製作所 大阪支店 以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき、比較見積書を省略し、同社のみより見積を徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。